

- 臨時災害放送局設備は、災害時だけでなく、**平時は地域イベントに関する情報発信や、電波伝搬調査が実施可能。**
- 関東総合通信局は、平時から自治体の皆様と**共催での臨時災害放送局開設・運用訓練を実施**しており、訓練においては、必要に応じ、**当局からの設備を貸し出しすることや設営等の協力が可能。**
- **自治体が設備を所有する場合は、独自に訓練用無線局の免許を取得して実施が可能。**

《平時の臨時災害放送局設備の活用イメージ》



※音楽などを放送する場合、著作権処理など、電波法・放送法以外の法令にも違反しないよう、留意が必要です。

臨時災害放送局用設備（一例）



- (左側)可搬型FM送信機
- ・外形 幅 510mm × 高さ 650mm × 奥行 660mm
 - ・重さ 送信部: 約30kg 音声部: 約28kg
- (右側)アンテナ
- ・伸縮マスト 1.3~4m(マスト収納時長: 1.25m)
 - ・同軸ケーブル 20m

当局にて貸付可能な臨時災害放送局用設備詳細は以下参照。
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/saigai/osirase/fm.html>

《自治体/当局共催訓練のイメージ》

共催による訓練実施の際には、**事前に、日程や訓練内容の調整をお願いしております。**
ご関心がありましたら、お気軽にご相談ください！

共催での訓練では、災害の発生を想定したものとして次の内容が実施可能です。本取組を通じて、臨時災害放送局の開設の一連の流れがより明確に把握できるようになります。

- ① 自治体から関東総合通信局に対する口頭での設備借受や無線局免許要請※
- ② 関東総合通信局から自治体への設備貸付、運搬、設営及び使用周波数等の伝達
- ③ 自治体による本設備を用いた住民向け情報発信 ※訓練において、自治体等が無線局免許人になる場合は、別途、電波法令に基づく手続(無線局免許の申請)が必要となります。

臨時災害放送局用設備の活用（実験試験局の免許期間の緩和等）

- 自治体の実験試験局の免許を取得して訓練する場合、関東地域ではFM放送用周波数がひっ迫しており、臨時災害放送局訓練のための周波数も毎回異なる状況でした。
- 今般、放送大学がFM放送に使用していた周波数（77.1MHz及び78.8MHz）が、関東地域における臨時災害放送局の「専用周波数」として定められ、訓練等にも活用可能となったことから、同周波数を使用する実験試験局の免許期間を最大5年間とします。
- 実験試験局の免許申請にあたっては、以下の留意事項をご確認下さい。

1. 管理・運用体制の確立

- (1) 免許申請及び免許期間中の管理・連絡体制、担当者を明確化すること。
※ 実験計画書への記載し、変更時は引き継ぎの徹底及び関東総合通信局へ報告すること。
- (2) 免許期間中の無線従事者を常時確保し、選解任手続きを実施すること。

2. 開設目的

開設目的は、以下(1)～(3)が想定しています。実験計画書に具体的な内容をご記載下さい。

- (1) 電波伝搬試験（受信電波強度測定、受信状況調査）
- (2) 臨時災害放送局の運用訓練
- (3) 臨時災害放送局のデモや防災に関する内容の送信
※ 実験試験局の開設目的は、(1)を基本とします。
(2)(3)を訓練を主体とする場合も(1)の内容を追加してください。

3. 送信方式及び無線設備

- (1) 送信方式は、モノホニック方式(電波型式:F3E)とすること。
※ 関東管内の臨時災害放送局は、モノホニック方式での免許を基本としています。
- (2) 実験試験局の空中線位置及び空中線高、空中線型式及び指向方向は、免許期間中同一とすること。
※ 変更には、事前に変更申請が必要です。また、手続き完了まで運用不可です。

4. 空中線電力及び受信エリア

- (1) 空中線電力は、シミュレーションで自治体全域が概ねカバーされる最低限の電力を基本とします。
- (2) 訓練において自治体内の避難所等主要拠点の受信状況の調査を実施し、結果を報告してください。
※ 受信調査結果を参考に、災害時の臨時災害放送局の空中線電力をご相談します。

5. 免許の期間

- (1) 原則、運用予定日(予備日を含む)及びその準備期間の連続する期間とします。
- (2) 免許申請時に毎年1回以上の運用予定が計画されている場合は、最大5年間の免許を可能とします。
※ 実験計画書には運用予定日を記載すること。なお、2回目以降は時期の記載で可とします。
(2回目以降の日時の特定は不要です。)

臨時災害放送局用設備の活用（実験試験局の免許期間の緩和等）

6. 運用調整・運用制限

- (1) 同周波数による実験試験局の運用は、免許期間中であっても関東総合通信局と事前の運用調整を行うこと。
- (2) 運用調整において、108MHz～117.975MHzの航空無線航行システムの受信状況の確認が必要となった場合、運用前に国土交通省と連絡体制を組み、確認スケジュールを調整のうえ実施すること。
※ 確認中に付近の空港に着陸した航空機の操縦士より航空無線航行システムの受信に支障があった等の報告があった場合は、直ちに実験試験局の運用を中止すること。
- (3) 関東地域で災害が発生した場合は、本周波数による臨時災害放送局の開設が想定されるため、実験試験局の運用を中止すること。
※ 臨時災害放送局として放送が必要な場合は、別途臨時災害放送局の免許申請手続きを行うこと。
（口頭による臨機の措置による手続きが可能です。）
- (4) 同周波数は、地上基幹放送局(FMラジオ放送局、臨時災害放送局、イベント放送局)の運用が優先であり、同周波数を使用する地上基幹放送局が後から開設された場合であっても、地上基幹放送局の運用が優先です。
- (5) 免許期間中、他の無線局の混信調査・確認のため、試験電波の発射の要請があった場合、速やかに対応を行うこと。
- (6) 免許期間中、実験試験局を運用しない時は、送信機に電源ケーブル及び空中線を接続しないこと。
（接続したままスイッチオフの状態は不可とします。）

7. 予備免許中の試験電波発射

- (1) 予備免許中の試験電波の発射は、検査又は検査の準備のための無線設備の試験及び調整の範囲内とすること。
- (2) 予備免許中に航空無線航行システムの受信状況の確認が必要な場合は、国土交通省と連絡体制を組み、確認スケジュールを調整のうえ、試験電波により実施すること。

8.（参考）免許の条件及び周波数の附款

無線局免許状において、以下の免許の条件及び周波数の付款を付すこととなります。

【免許の条件】

- ・ 同一周波数で運用される無線局及び108MHz~117.975MHzの航空無線航行システム等との運用調整を行なうこと。
- ・ この無線局の運用調整において、108MHz~117.975MHzの航空無線航行システムの受信状況の確認が必要となった場合は、国土交通省と電波発射前に連絡体制を組み、発射する電波の送信出力を段階的に上げ、電波発射中に付近の空港に着陸した航空機の操縦士より航空無線航行システムの受信に支障があった等の報告があった場合には、直ちに電波発射停止すること。

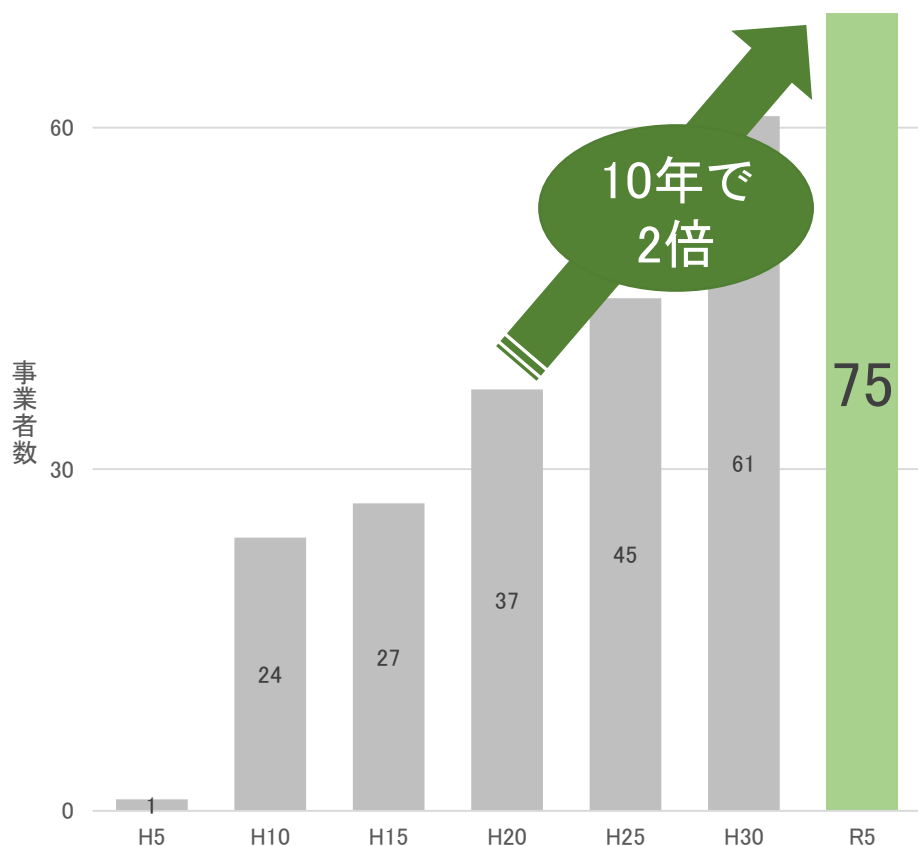
【周波数の附款】

- ・ この周波数の使用は、他の無線局（108MHz~117.975MHzの航空無線航行システムを含む。）の運用に妨害を与えない場合に限る。
- ・ この周波数の使用は、臨時災害放送局が運用される場合に影響を及ぼさない場合に限る。
- ・ この周波数の使用は、既に開設している又は後日に開設される地上基幹放送局からの混信を容認することとし、また、それらの地上基幹放送局に対して混信を与えない場合に限る。

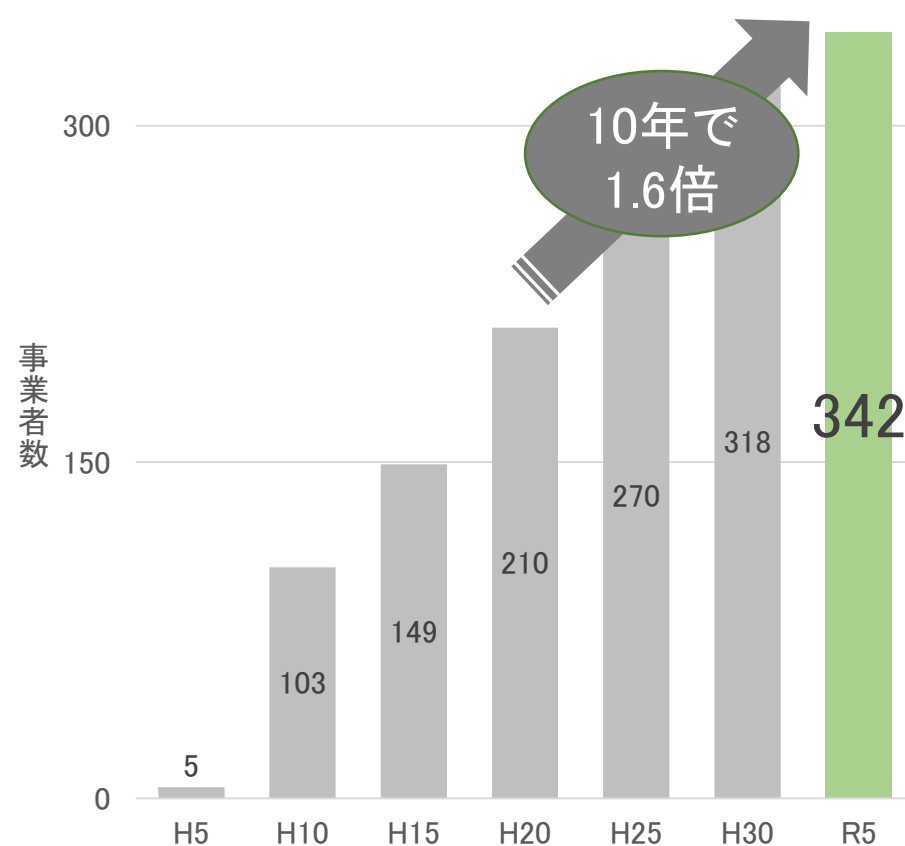
(参考) 関東地域におけるFM放送の状況

- 関東地域には、FM放送用周波数帯(76.1MHz - 94.9MHz)を利用した県域FM放送局、コミュニティ放送局及びAM放送事業者のFM補完中継局が多数開設。
- 大規模災害の発生等を受け、特にコミュニティ放送事業者数は年々増加しており、中でも関東管内では直近10年で約2倍(37社(H20) → 75社(R5))の増加率。

関東管内のコミュニティ放送事業者数の推移



全国のコミュニティ放送事業者数の推移



(参考) 関東管内のコミュニティ放送局の開設状況

- 特に、東京都、神奈川県、埼玉県南部にコミュニティ放送事業者（CFM）が集中して開設。
- 広大な関東平野にFM放送局が多数開設され、FM放送用周波数帯はひっ迫しつつある状況。

(令和6年3月4日現在)

都 県	事業者数
茨 城 県	7
栃 木 県	5
群 馬 県	7
埼 玉 県	13
千 葉 県	6
東 京 都	16
神 奈 川 県	17
山 梨 県	4
合 計	75
予備免許中(緑色)	1



● はコミュニティ放送事業者が所在する自治体庁舎等を示しており、送信所ではありません。

出展:国土地理院ウェブサイト
<http://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html#blank>
※白地図タイルを使用して作成

(参考) 臨時災害放送局用周波数の確保

- 放送大学がFM放送に使用していた周波数（77.1MHz及び78.8MHz）について、令和4年6月、関東地域における臨時災害放送局の「専用周波数」として利用できるよう、電波法関係審査基準※¹が一部改正。
- これにより、大規模災害時、自治体による臨時災害放送局の開局の際には、同周波数の割当てが可能となり、日頃の防災訓練や地域情報の発信にも使用できるようになった※²。

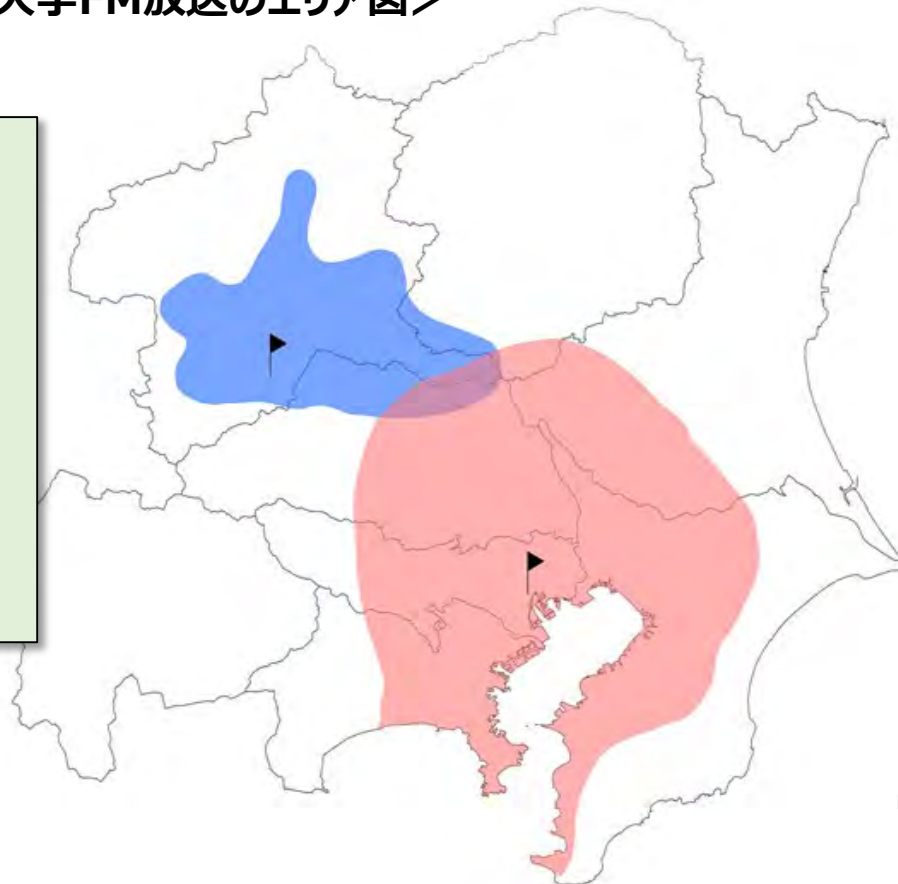
※1:平成13年総務省訓令第67号 ※2:既存の放送局及び臨時災害放送局の運用に影響を及ぼさない範囲

<放送大学FM放送のエリア図>

放送大学FM放送
(~平成30年9月 放送終了)



(令和4年6月~)
臨時災害放送局の
専用周波数



局名	周波数	空中線電力
東京FM	77.1MHz	10kW
前橋FM	78.8MHz	1kW



出典: 国土地理院ウェブサイト
<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html#blank>
※白地図タイルを使用して作成

(参考) 臨時災害放送局設備の活用における無線局免許手続き等

(※)電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)に基づく無線局の申請手数料。
この他、点検業務等外部委託により別途費用が発生する場合があります。

○自治体がお持ちの設備を使用する場合

局種 / 放送内容	諸元	申請者 / 申請手続	申請手数料(※)	無線従事者
・局種 イベント局 ・放送内容 イベントの円滑な運営、参加者等の利便及び安全性を確保するための放送	・周波数 76.1～94.9MHz ・空中線電力 必要な範囲 ・放送対象地域 イベント会場及びその周辺	・申請者 イベントの主催者 (国/自治体を除く。但し、国/自治体が後援等で関与していることが必要) ・申請手続 開設前に申請、免許を受ける必要あり (事前に周波数の検討が必要)	・申請手数料(例) 3W 39,100円 10W 54,300円 20W 96,400円 ・新設検査(書面) 2,550円	(以下のいずれかの資格を有する者) 第1級総合無線通信士、 第1級又は第2級陸上無線技術士
・局種 実験試験局 ・放送内容 FM放送波の電波伝搬状況の確認や防災訓練時に防災関連情報を周知するための放送	・周波数 76.1～94.9MHz ・空中線電力 必要な範囲 ・放送対象地域 実験に必要な地域の範囲内	・申請者 地方公共団体等 ・申請手続 開設前に申請、免許を受ける必要あり (事前に周波数の検討及び実験内容を記載した実験計画書が必要)	・申請手数料(例) 50W 6,700円 100W 14,600円 ・新設検査(書面) 2,550円	第3級陸上特殊無線技士以上の資格 (空中線電力による)

○関東総合通信局が有する設備・無線局を使用する場合 (この場合、自治体・当局による合同運用訓練となります)

局種 / 放送内容	諸元	申請者 / 申請手続	申請手数料	無線従事者
・局種 実験試験局 ・放送内容 FM放送波の電波伝搬状況の確認や防災訓練時に防災関連情報を周知するための放送	・周波数 76.1～94.9MHz ・空中線電力 必要な範囲 ・放送対象地域 実験に必要な地域の範囲内	・申請者 (地方公共団体等) ・申請手続 無線局免許手続は不要 (当局設備の貸与手続きあり)	なし	なし (当局職員が対応)

(災害時における、実際の臨時災害放送局開局の場合は次のとおりとなります)

局種 / 放送内容	諸元	申請者 / 申請手続	申請手数料	無線従事者
・局種 臨時災害放送局 ・放送内容 被災地での被災者への支援及び救助活動等の円滑な実施するために必要な放送	・周波数 76.1～94.9MHz ・空中線電力 必要な範囲 ・放送対象地域 災害対策に必要な地域の範囲内	・申請者 被災地の地方公共団体等 ・申請手続 電話等による口頭申請可。 (後日申請書類の提出が必要)	免除	(以下のいずれかの資格を有する者) 第1級総合無線通信士、 第1級又は第2級陸上無線技術士